

# 日本企業にとっての サンクトペテルブルクの魅力

ナタリア シェルバコヴァ  
糸井 和光

2008年4月25日  
サンクトペテルブルグ投資戦略会議

\*connectedthinking

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

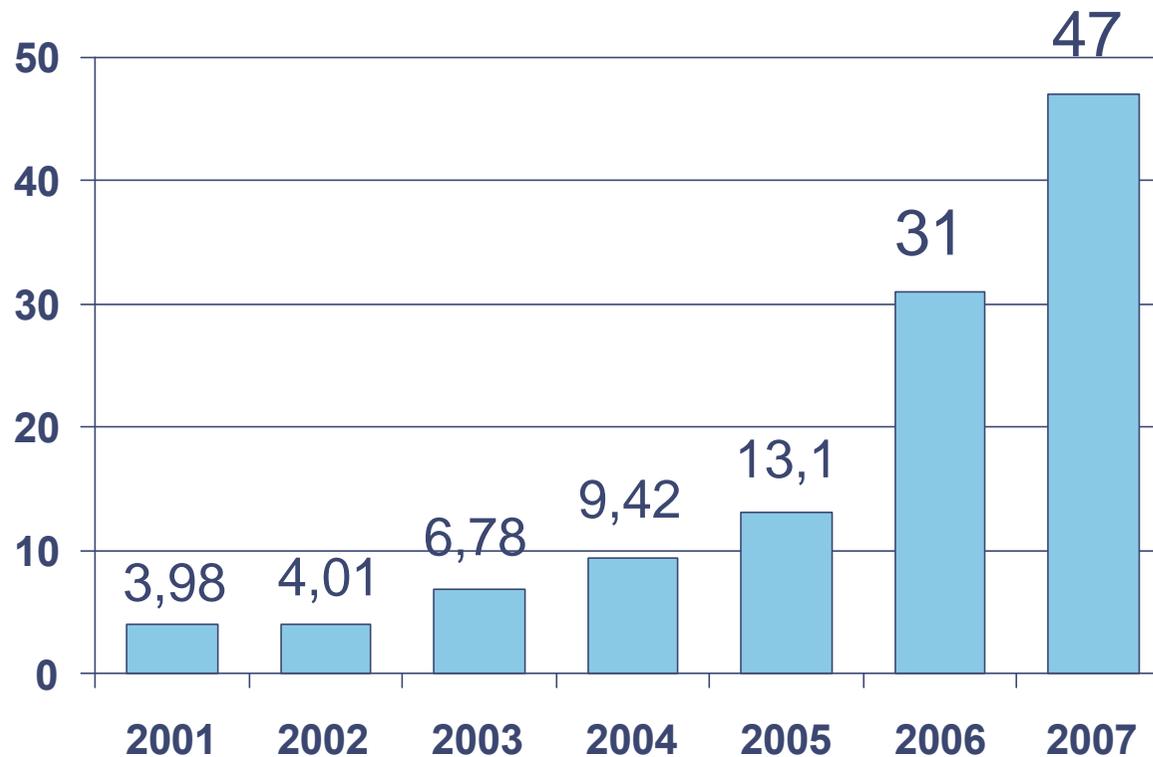
# ロシア鳥瞰図

- 人口は約1億4300万人。89の連邦構成体から成り、100万人都市は12ある。
- 外国企業による投資はモスクワ・サンクトペテルブルクに集中。
- マクロ経済指標は今後も経済成長が続く可能性を示唆している。
  - 2007年のロシア年間GDP成長率は8.1%。
  - 2007年の投資成長率は21%(2006年は12%)
  - インフレ傾向は依然残っているが、低下傾向にある(2007年は11.9%、2008年は9.5%の予想)。
  - 失業率は低下傾向にある(2006年は7%、2007年は6.2%)。

# ロシアにおける直接外国投資額

近年ロシアにおける直接外国投資額が急増しており、ロシアの経済やビジネス環境に好影響を与えている。

ロシアにおける直接外国投資（単位：10億ドル）



# ビジネス概観

- ロシアは中・東欧地域において21%の市場規模を占める。
- ロシアは2005年から2007年にかけて、企業の86%が2桁成長を記録した(70%が収益の伸びを記録)。
- ロシアに進出する多国籍企業の67%が、ロシアは今後3年から5年にかけて最も成長が見込まれる市場と位置づけている。

# 投資環境

- **税制:** 税制改革は大詰めを迎えている。1999年の税法導入以降、主な検討課題は以下の通りである:
  - 税項目の安定化
  - 合理的な税率設定
  - 税法の明確化
  - 罰科規定の大幅な軽減化
  - 税務手続きの簡素化
- **土地:** 私有化に関する規制は廃止された。
- **金融:** 2004年1月より銀行は国際会計基準の導入が義務付けられ、住宅ローンを含む融資や預金は拡大している。また、個人預金保護のための公的保険の導入が検討されている。
- **法務・通関:** 労働法、関税法、知的財産権法、破産法に関する新たな法改正が行われた。汚職を防止し、信頼できる判決がなされるために裁判制度の改正が検討されている。
- **民営化と自由化:** 民営化取引に関する時効が10年から3年へ短縮された。

# ロシア税法概略

- 法人税: 24%
- 付加価値税(VAT): 18%
- 社会保障税: 26%~2%の逆累進課税制度
- 個人所得税: 税務上の居住者は定率の13%が適用される(非居住者は30%)
- 固定資産税: 最大2.2%
- その他: 土地税、輸送車両保有税、公害税, 水利税など。

# サントペテルブルクにおける投資優遇税制度

投資額	優遇税制度	適用期間
1億5000万ルーブル(約650万ドル)～ 3億ルーブル(約1300万ドル)	•法人税率22% •固定資産税率 1.1%	3 年間
3億ルーブル～300億ルーブル(約1億3000万)	•法人税率 20% •固定資産税率 1.1%	3 年間
300億ルーブル以上	•法人税率 20% •固定資産税率 0%	5 年間

サントペテルブルクにおける投資優遇税制度の  
特徴は導入手続きが煩雑でない点にある。

# 経済特別区(技術導入地区)における優遇税制度

税金の種類	優遇制度	適用期間
法人税	最大4%まで軽減税率の適用、研究開発費に関しては無制限に損金参入可能	経済特区における活動許可証の有効期間
社会保障税	26%の最高税率を14%に軽減(逆累進課税方式)	経済特区における活動許可証の有効期間
VAT	経済特区に輸入される物品について0% VAT税率(免税率)の適用	—
固定資産税	免除	5年間
土地税	免除	5年間
輸送車両保有税	免除	5年間

# サンクトペテルブルクにおける事業形態 支店 vs 現地法人

項目	支店	現地法人
設立にかかる費用	公的費用: 約2,000ドル 認証にかかる費用: 1,000~2,500ドル(認証期間によって異なる)	公的費用- 約67ドル
設立にかかる期間	4~6週間	5日
認証/登記	ロシア国家登記所	税務署
居住性	非居住者	居住者
本社(本店)におよぶ責任の範囲	外国の本店は支店の活動内容によって生じた事象について責任を負う必要がある。	外国の親会社はロシア現地法人の活動内容によって生じた事象について責任を負う必要がない。

## 本国への利益還元

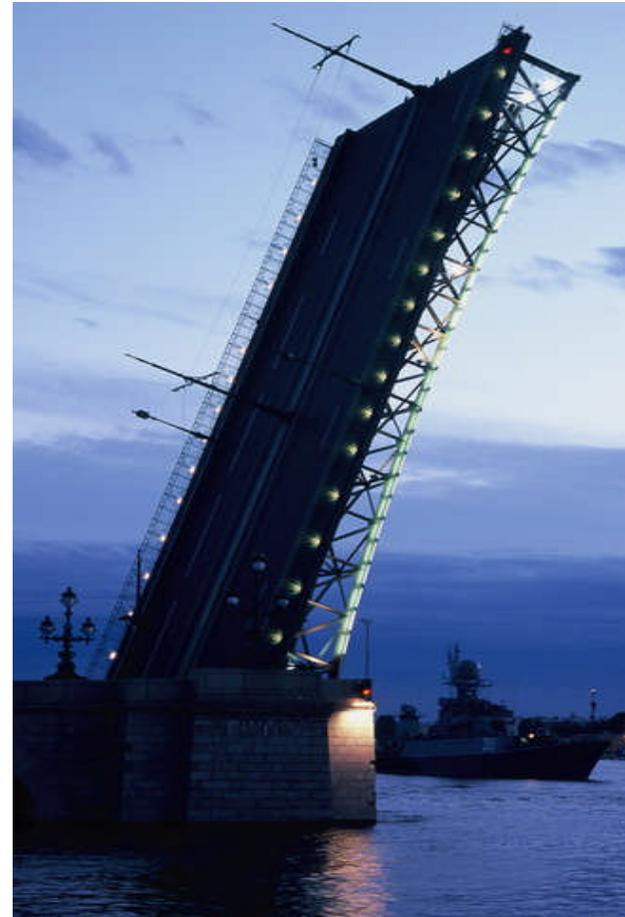
	源泉税 (国内法)	日露租税条約	蘭・露租税条約	ロシア現地法人 における税務上 の取り扱い
配当	15%	15%	5%	損金算入不可
ロイヤリティー (使用料)	20%	10%	0%	損金算入可能
利子	20%	10%	0%	損金算入可能
マネジメント/ サービスフィー	—	—	—	損金算入可能

# 関税

- 物品はロシアのHS品目分類コード(国際HS分類に準拠)に沿って分けられる。
- ロシアにおける関税評価額算定方法はWTOの基本原則が採用されている。
- 現物出資:生産機械・装置等を輸入し、設立資本として現物出資する場合には、関税およびVATが免除となり得る。
- 一時輸入: 関税の分割支払い(賃貸、リース、物品の取得)
- 保税倉庫: 保税倉庫の利用により、輸入関税やVATの支払いを、貨物の最終到着地が決定するまで繰り延べることができる。
- 「エンド・ユーズ免税」: 組立てのための特定の部品は軽減税率の適用、もしくは輸入関税免除の対象となり得る。
- 輸入関税免除対象資産:780におよぶ機械および装置設備
- ロシアにおける関税優遇措置の適用のためには様々な規定や条件がある。

# 投資家へのメッセージ

- ロシアは自動車産業、部品産業、ハイテク分野において好ましい投資環境。
- 税務手続きは未だ煩雑ではあるが、税務執行状況は外国企業にとってそれほど障害になっていない。
- 投資を成功させるためには詳細な事前調査やデューデリジェンスが必要。
- 投資優遇税制度の適用により大幅な節税が期待できる。
- 本国への利益還元も可能であるが、その手法には留意する必要がある。



# PwCサンクトペテルブルグ日本企業部門



ナタリア・シェルバコヴァ  
税務部門ディレクター

電話番号(直通): +7 (812) 326 66 87

携帯電話: + 7 (905) 212 0801

FAX: + 7 (812) 326 69 69

[natalia.sherbakova@ru.pwc.com](mailto:natalia.sherbakova@ru.pwc.com)



糸井 和光 シニア・マネージャー  
日本企業部門

電話番号(直通): +7 (495) 967 6436

携帯電話: + 7 (495) 543 0675

FAX: +7 (495) 967 6001

[m.itoi@ru.pwc.com](mailto:m.itoi@ru.pwc.com)